公募型企画プロポーザルの執行について

令和８年 11 月 20 日

大阪市福祉局長　　向井　順子

次のとおり公募型企画プロポーザルを執行する。

１　担当

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番２０号
大阪市福祉局生活福祉部保護課（大阪市役所２階北側）
Tel　06-6208-7935　Fax　06-6202-0990　E-Mail　fa0021@city.osaka.lg.jp

２　公募型企画プロポーザルに付する事項（詳細は募集要項を参照）

(1) 業務名称

「大阪市中国残留邦人等に対する支援・相談事業」

(2) 履行期間

令和９年４月１日（木）　～　令和 10 年３月 31 日（金）
ただし、国等の予算の都合により、変更あるいは、廃止することがある。

(3) 業務内容

永住帰国した中国残留邦人、樺太残留邦人（以下「中国残留邦人等」という）に理解があり、日本語及び中国語が理解できる者を「支援・相談員」として配置し、支援給付に係る申請書の受付及び申請相談に応じると共に、被支援者の生活状況の把握及び日常生活上抱えている問題点を踏まえ、最も適した支援及び助言を行うため、家庭訪問及び公的機関、医療機関等への支援と同行通訳等を行う。

３　参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、(3)(4)においてはいずれか一方に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当していないこと。

(3) 令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあって、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(4) 令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については参加申請時において、引き続き１年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあっては、消費税及び地方税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

4　参加申請書等の交付

(1) 交付期間

公募型企画プロポーザル参加申請関係書類一式（公募型企画プロポーザル参加申請書（様式１）・大阪市中国残留邦人等支援・相談事業（類似事業）実績調書（様式２）・公募型プロポーザル質問票（様式３）・申請内容確認書（様式４）・使用印鑑届（様式５））を提示の日から令和８年 12 月 23 日（水）午後３時までの本市の休日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで（ただし、午後０時 15 分から午後１時までを除く。）

(2) 交付場所

１担当に同じ

なお、大阪市ホームページ上からもダウンロードできる。

5　質問事項の受付、締切、回答について

質問は書面により令和８年 12 月 10 日（木）午後５時までに電子メールに添付して提出すること。提出先は１担当に同じ。

受け付けた質問については、令和８年 12 月 15 日（火）に福祉局ホームページにおいて公開する。なお、質問の回答は、本契約条項（仕様書を含む）の追加とみなす。

6　参加申請について

公募型企画プロポーザルの参加を希望する者は、令和８年 12 月 23 日（水）午後３時までに次の書類を提出し、審査を受けなければならない。

(1)　申請書類

① 公募型企画プロポーザル参加申請書（様式１）　１部
② 大阪市中国残留邦人等に対する支援・相談事業（類似事業）実績調書（様式２）　１部
③ 企画提案書（正本のみ押印必要）（様式自由）　７部（正本１部、副本６部）
④ 直近２期分決算報告書（押印必要）（財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書）　各１部
⑤ 申請内容確認書（実印押印必要）（様式４）　１部
⑥ 登記事項証明書　１部
⑦ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前３ヵ月以内に発行されたもの）　１部
⑧ 使用印鑑届（様式５）　１部

⑨ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書　　１部
（税務署の様式その３又はその３の３様式）
（提出日前３ヵ月以内に発行されたもの）
⑩ 直近２ヵ年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書　　１部
（提出日前３ヵ月以内に発行されたもの）
ただし、営業が２年未満の者もしくは非課税で本証明が提出出来ない場合には、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪ 事業者概要　　７部
※ただし、３ - (3)に該当する事業者は、上記⑥～⑩については提出不要。

(2)　受付期間
提示の日から令和８年 12 月 23 日（水）午後３時までの本市の休日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで（ただし、午後０時 15 分から午後１時までを除く）
(3)　受付場所
１担当に同じ
(4)　申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
(5)　申請書類は受付期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。
(6)　期限後の提出、期限後の差し替え等は認めない。
(7)　必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
(8)　すべての申請書類は返却しない。
(9)　提出された申請書類は、提出者に無断で選考の用以外に使用しない。
(10)　提出された書類に虚偽の申請があった場合には当該提案書を無効とする。
(11)　申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合については当該提案書を無効とする。
(12)　採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第３号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

７　参加申請書の取扱いについて
受付後の参加申請書の撤回は認めない。

８　契約保証金
本契約の締結にあたっては、「大阪市契約規則」第37条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の５）の支払いが必要となる。
ただし、「大阪市契約規則」第 37 条第１項第１号又は第３号に該当するときは、契約保証金を免除する。

9　契約相手方の決定方法

参加資格を満たす者から提出された提案書等を「生活保護担当職員スキルアップ（研修）事業ほか１件委託事業者選定会議」で設定した評価基準に基づき審査し、予算金額の範囲内で、最も優れた提案者を契約の相手方として「生活保護担当職員スキルアップ（研修）事業ほか１件委託事業者選定会議」で決定する。

なお、提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、必要に応じて面接ヒアリングを行うことがある。面接ヒアリングの日程、場所については、対象者に通知する。

契約の相手方を決定次第、その結果を申請者全員に対し通知する。

10　生活保護担当職金スキルアップ（研修）ほか１件委託事業者選定会議について

(1) 提案者の選定を厳正かつ公平に行うため、「生活保護担当職員スキルアップ（研修）事業ほか１件委託事業者選定会議」を開催する。

(2) 選定会議の開催については、別に定める「大阪市中国残留邦人等に対する支援・相談事業委託事業者選定会議開催要綱」による。

(3) 選定基準について

①基本理念・運営方針について

②事業内容及び方法について

③事業実施体制について

④業務実績について

⑤事業経費について

(4) 選定は１事業者とし、採否については、文書で通知する。（２月下旬の予定）

11　その他

契約の締結については令和９年度予算が発効したときとなるので留意すること。